

## 白山市ホームページバナー広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白山市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲出する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)市ホームページ 白山市が管理するホームページのことをいう。

(2)バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲出する広告はバナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲出可能な広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲出することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容は、白山市有料広告掲出要綱及び白山市有料広告掲出基準の規定に準ずるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

(広告掲出の優先順位)

第5条 広告を掲出する優先順位は、次の各号の順序とする。

(1)国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものの広告

(2)民間事業者のうち、市内に事業所等を有するものの広告

(3)前2号に該当しないものの広告

(広告掲出希望者の募集)

第6条 広告掲出希望者の募集は、広告枠を新たに設置したときまたは広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

2 市長は、公募を行うに当たり、広告主となり得る者に対し、広告掲出の案内をすることができるものとする。

(広告の掲出数)

第7条 市ホームページのトップページにおける広告掲出数は、8枠とする。

(広告掲出の条件)

第8条 広告を掲出する条件は、次のとおりとする。

(1)広告の掲出位置は、市ホームページのトップページとし、市が指定した位置とする。

(2)広告の掲出順は、要領第5条に基づき、上から掲出することとし、空きが出た場合は、上につめるものとする。

(3) 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

項目	規格
縦	45ピクセル
横	150ピクセル
容量	4キロバイト以内
画像形式	GIF形式

(4) 広告の掲出料は、1枠当たり月額10,500円とする。

(5) 広告の掲出期間は、1カ月単位とし、連続する掲出期間は当該年度末までとする。

(6) 広告の掲出時間は、掲出期間の初日の午前9時から、最終日の午後5時までとする。

(広告の表現方法)

第9条 次の表現を含んだバナー広告は、誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

(1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) テキストボックスを模した表現

(4) プルダウンメニューを模した表現

(5) 市の実施する事業名に類似した表現

(広告の基準)

第10条 利用者に適切な閲覧環境を提供するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。

(2) 画面の切り替え表示を行う場合は、明度差(コントラスト)が大きすぎないように十分配慮すること。

(3) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。

(広告掲出の申し込み)

第11条 広告の掲出を希望する者は、白山市ホームページ広告掲出申込書(様式第1号)に、掲出しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込むものとする。

2 業種及び広告内容により、資格免許証、諸証明書など広告掲出申込書の健全性を確認できる書類を添付するものとする。

3 広告欄に空きがない場合は、当該年度内に限り順番待ちとする。

(広告掲出の決定)

第12条 市長は、広告の掲出の申し込みを受けたときは、白山市有料広告掲出要綱第7条第1項の規定により、白山市ホームページ広告掲出決定通知書(様式第2号)または広告非掲出決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

2 広告の申し込みが当該広告枠数を超えた場合で、かつ、全ての条件が同等と判断したときは、抽選により決定する。

( 広告掲出契約の締結 )

第 1 3 条 市長は、広告掲出決定通知を受けた者 ( 以下「掲出者」という。 ) と白山市有料広告掲出要綱第 7 条第 3 項の規定により、広告掲出契約書 ( 様式第 4 号 ) により、広告掲出契約を締結するものとする。

( 広告原稿の提出 )

第 1 4 条 広告の原稿は、市長が指定する期日までにフロッピーディスク又は電子メールにより提出するものとする。

( 広告掲出料の納入 )

第 1 5 条 掲出者は、広告掲出料を市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

( 掲出者の責任等 )

第 1 6 条 掲出者の責任は、次のとおりとする。

( 1 ) 広告の内容に関する責任は、掲出者が負うものとする。

( 2 ) 原稿の作成経費は、掲出者の負担とする。

( 3 ) 掲出者は、掲出された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めるものとする。

( 掲出者の届出義務 )

第 1 7 条 掲出者は、次の各号に該当する時は、白山市ホームページ広告掲出内容変更届 ( 様式第 5 号 ) により、速やかに市長に届け出るものとする。

( 1 ) 広告の掲出を取り下げるとき

( 2 ) 広告を差替えるとき

( 3 ) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき

( 4 ) リンク先ホームページに障害等が発生したとき

( 5 ) 前各号に規定するもののほか、白山市ホームページ広告掲出申込書の記載内容に変更があった場合

( 広告掲載の取消し )

第 1 8 条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、または、市長が指定する期日までに掲出者が原稿を提出しなかったときは、広告の掲出を取り消すことができる。

( 広告掲出料の還付 )

第 1 9 条 広告掲出料は還付しない。ただし、掲出者の責めに帰さない理由により、広告の掲出ができなくなったときは還付することができる。

2 前項の規定により返還する広告掲出料に利子は付さない。

3 市は、広告が掲出できなかったことにより掲出者に生じるいかなる損害についても、広告掲出料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 本条の規定による広告掲出料の返還を受けようとするときは、白山市ホームページ広告掲出料金返還請求書 ( 様式第 6 号 ) を市長に提出するものとする。

5 広告掲出料の返還は、別表に定める金額を返還する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関して必要な事項は白山市有料広告掲出要綱の規定を適用する。

附則

この要領は、平成19年3月12日から施行する。

別表

区 分	返還する金額
当該月中の不掲載の時間が3時間以上 24時間未満のとき	300円
当該月中の不掲載の時間が24時間以上 のとき ただし、30日を限度とする。	300円×日数